

様式第1号

文書等公開申出書

平成 年 月 日

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団  
理事長 殿

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - )
氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
電 話 番 号	

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり文書等の公開を申し出ます。

1	申出をする文書等の名称又は内容	
2	公開の区分 (希望する公開方法で囲んでください。)	1 閲覧又は視聴      2 写しの交付
3	備 考	

- (注) 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。  
2 印の欄は、記入しないでください。

様式第2号

文書等の公開のお知らせ

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

平成 年 月 日付けで申出のあった文書等の公開については、財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第10条第1項の規定により、次のとおり文書等の全部を公開することを決定したのでお知らせします。

1	文書等の名称		
2	文書等の公開をする日時及び場所	日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		場所	
3	公開の方法	1 閲覧又は視聴      2 写しの交付	
4	備考		

- (注) 1 文書等の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。  
2 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。  
3 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 総務担当(電話072-255-3101)

様式第3号

文書等の一部公開のお知らせ

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

平成 年 月 日付で申出のあった文書等の公開については、財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第10条第1項の規定により、次のとおり文書等の一部を公開することを決定したのでお知らせします。

1	文書等の名称		
2	文書等の公開をする日時及び場所	日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		場所	
3	公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付	
4	公開しない部分		
5	公開しない理由	財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第7条第号に該当	
6	財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第10条第4項の規定に該当する場合の文書等の公開が可能となる時期	平成 年 月 日。ただし、文書等の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開の申出が必要となります。	
7	備考		

- (注) 1 文書等の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。  
 2 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。  
 3 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。  
 4 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団に対して異議申出をすることができます。

お問い合わせ 財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 総務担当(電話 072-255-3101)

様式第4号

文書等の非公開のお知らせ

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

平成 年 月 日付けで申出のあった文書等の公開については、財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第10条第2項の規定により、次のとおり文書等の全部を公開しないことを決定したのでお知らせします。

1	文書等の名称	
2	公開しない理由	財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第7条第号に該当 財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第9条に該当 保有していない。
3	財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第10条第4項の規定に該当する場合の文書等の公開が可能となる時期	平成 年 月 日。ただし、文書等の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開の申出が必要となります。
4	備考	

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団に対して異議申出をすることができます。

お問い合わせ 財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 総務担当(電話 072-255-3101)

様式第 5 号

回答期間延長のお知らせ

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

平成 年 月 日付けで申出のあった文書等の公開については、財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり文書等の公開等について回答の期間を延長したので、お知らせします。

1	文書等の名称等	
2	当初の決定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
3	延長後の決定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
4	延長の理由	
5	備考	

様式第 6 号

回答期間特例延長のお知らせ

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

平成 年 月 日付で申出のあった文書等の公開については、財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第 12 条の規定により、次のとおり文書等の公開等について回答の期間を延長したので、お知らせします。

1	文書等の名称等	
2	当初の決定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
3	公開申出に係る文書等のうちの相当の部分につき公開の回答をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
4	上記 3 の期間内に公開の回答をする部分	
5	残りの文書等について公開の回答をする期限	平成 年 月 日まで
6	特例として延長する理由	
7	備 考	

お問い合わせ 財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 総務担当（電話 072-255-3101）

様式第7号

第三者に関する文書等公開についての意見照会書

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第6条第1項の規定に基づく公開申出に係る次の文書等の内容には、あなた（貴団体）に関する情報が記録されています。つきましては、同規程第13条第1項の規定により意見を求めますので、同封の意見書により平成 年 月 日までに回答してください。

1	公開申出に係る文書等の名称	
2	上記1に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3	備 考	

意見書提出先

〒591-8037 堺市百舌鳥赤畑町1丁3番地

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 総務担当（電話 072-255-3101）

様式第8号

意見書

平成 年 月 日

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団  
理事長 殿

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - )
氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第13条第1項の規定に基づき、先に照会がありました文書等の公開について、次のとおり意見を述べます。

1	公開の可否について (右のいずれかを で囲んでください。)	ア 照会内容すべてを公開してよい。 イ 照会内容の一部又はすべてを公開しないでほしい。 (イを選択された場合は、公開してほしくない部分及びその理由を、 2の意見欄に詳しく記述してください。)
2	意見	
3	備考	

- (注) 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。  
2 印の欄は、記入しないでください。

様式第9号

第三者に関する文書等の公開決定のお知らせ

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

平成 年 月 日付けで提出された意見書に係る文書等については、次のとおり公開することを決定したので、財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第13条第3項の規定に基づき、お知らせします。

1	公開決定の内容	
2	公開決定をした理由	
3	公開をする日	平成 年 月 日
4	備考	

お問い合わせ 財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 総務担当（電話 072-255-3101）

様式第 10 号

異議申出書

平成 年 月 日

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団  
理事長 殿

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - )
氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、貴団体の行った決定に対し次のとおり異議の申出をします。

1	異議申出にかかる公開決定等	
2	異議申出にかかる公開決定等があったことを知った年月日	平成 年 月 日
3	異議申出の趣旨及び理由	

(注) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

異議申出についての回答書

堺教スポ第 号  
平成 年 月 日

様

財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

理事長 印

平成 年 月 日付けの異議申出については、財団法人堺市教育スポーツ振興事業団情報公開規程第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり回答します。

1	決 定 の 内 容		
2	決 定 の 理 由		
3	公開となった場合の 文書等を公開をする 日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		場 所	
4	備 考		

(注) 公開となった場合(3の欄に日時等が記載されている場合)

- 1 文書等の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。
- 2 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。
- 3 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 総務担当(電話 072-255-3101)